



平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会社名 石光商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 森本 茂
(JASDAQ・コード番号：2750)
問合せ先 常務取締役
経営企画室管掌管理部門長 久保 潤一
(電話番号 078-861-7791)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 補欠監査役の選任の効力について、より安定性を高めるため、変更案第32条に補欠監査役の選任決議の効力を4年とする旨を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ┆ (現行どおり) 8. (新 設) <u>9.</u> (現行どおり)	(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ┆ (現行どおり) 8. <u>9. コーヒーの製造販売に関する技術サポート、ノウハウの提供、成分分析の検査受託、およびコンサルティング等の業務</u> <u>10.</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第32条</u></p> <p style="padding-left: 40px;">┆ (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第40条</u></p>	<p><u>(補欠監査役の選任決議の効力)</u></p> <p><u>第32条</u> 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条</u></p> <p style="padding-left: 40px;">┆ (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第41条</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 20 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日

平成 20 年 6 月 27 日

以 上